

19世紀中葉の英国におけるウェスレー派メソディズムの 教育政策と民衆学校教育について（4）

－改正教育令との関連（6）

教員見習生の減少の問題－

青 木 秀 雄

目 次

はじめに

I 1861年ウェスレー派の状況

- (1) ウェストミンスター師範学校の増築
- (2) ニューカッスル諮問委員会報告
- (3) 61年改正教育令覚書

II ウェスレー派の見解

- (1) 教師の知識と教養
- (2) 3R'sと民衆教育 付記

III 改正教育令の修正案

- (1) 1862年2月の修正改正教育令
- (2) 1862年4月の修正改正教育令
 - ア 改正教育令に対する連合教育委員会抗議の表明
 - イ ウェスレー派の4月30日議事録パンフレット

IV 改正教育令発行と対応

- (1) 改正教育令の発行
- (2) ウェスレー派教育委員会の対応

V 改正教育令発行後のウェストミンスター師範学校の対応

- (1) 教員見習生制度と同師範学校
- (2) 教員資格試験合格者の推移
- (3) 同師範学校の再増築と財政難

VI ウェストミンスター師範学校と教育実習校の変化

- (1) 師範学校の教科目内容の変化
 - (2) 教育実習校におけるスタンダード試験
- (以上, 前号まで)

VII 教員見習生減少の問題

- (1) 小規模校における教育環境の変化

(2) アシスタント教員の増加

VII 教員見習生減少の問題

改正教育令発行後、教員見習生の減少傾向が顕著に現れたといわれる。これは教育内容の質を追求するウェスレー派教育委員会にとって重要な問題であることから、その発行以前より大いに危惧しそれに反対していた事柄であった。その減少傾向の具体的な原因は何であり、教育環境はどのように変化したのであろうか。小論はウェスレー派を中心に、教員見習生の減少如何を、小規模校における学校教育とアシスタント教員に関連して講究するものである。

(1) 小規模校における教育環境の変化

改正教育令発行から1年経過した時点で、ウェスレー派教育委員会の『1863年度報告』の巻頭において、同教育委員会が改正教育令発行以前にその大きな反対理由の一つとして掲げていた下記問題を取りあげ、国庫補助金が小規模校に多く、人口の少ない地区の学校にはそれが不十分であることを強く訴えた。

本年度は大きな転換期であった。われわれ学校の教員組織とそれをサポートするための経営者による財務管理は、12ヶ月間実施されてきたこの改正教育令によって共に妨害された。(中略)

改正教育令下の試験結果は、報告書で見ると、2年前に反対したわれわれの論理の正しさを証明している。3R'sの教育は適切に行われているのであるが、数字上の結果によれば、国庫補助支出は隆盛な学校に多く、等閑視されているもしくは人口の少ない地区の学校に対する補助金は少なくなっていて不十分である。わが国の公教育の性格上、この改正教育令に対する決定的な見解を述べるには時期尚早であろう。しかしながら、われわれ教師たちや教育委員会の警戒心すべてが、それを単に特別な問題として直ぐに忘れ去らないよう要望する。貧困地域における教育の普及が、わが国に必要なことを真剣に検討することが重要であることは今や疑う余地はない。¹⁾

次いで、翌64年度同派教育委員会の『報告書』の巻頭においても、小規模校に対する改正教育令の欠陥を次のように指摘している。

不意に改正教育令が施行されたことによる興奮がようやく冷めて、学校の経営者と同様に、教師と子どもたちに関係するその準備が一般的に日常化してきた。政府のための経済的基準が補助の名の下に強力に推進され、その主催者がこれを正当なものにしないことを遺憾に思う。効率性と出来映え(showiness)を学校の視察評価に課すことは不誠実であると同時に不当である。(政府が改正教育令導入時点で)弱小の学校を強化するためであるといっていたことも欺瞞であって、誤った方向へと導いた。政

府は、昨年度の枢密院教育委員会報告書の統計資料により、83%の子どもたちがスタンダード試験に合格したことを示せたということで、前者の論点を上手くはねのけた。しかしながら後者の、小さな学校に関しては、多くの学校経営者が教員見習生の雇用を無理に停止し、もしくは教員のわずかな給料をさらに減額するという事態に陥っている。²⁾

スタンダード試験による出来高払制の実施により、それに対する学校教育の体制が整って一般化・日常化した。それは「効率性と出来映え(showiness)」を学校に課すことであって、「不当である」と非難するとともに、小規模な学校の経営者が教員見習生の雇用問題に対し苦慮している様子が窺える。

このように、小規模校の学校から教員見習生が急速に排除され、見習期間を終了した師範学校入学志願者の数も減少しつつあることを、同報告書は下記のように説明している。

改正教育令が、小規模な学校から教員見習生を着実に排除し、その結果において師範学校入学志願者を酷に遇することになることは明らかである。最近、枢密院教育委員会から発表された次の数字の減少はそのことを明らかにしていよう。下記は1863年末におけるGreat Britainの教員見習生数の内訳である。

3年目の教員見習生（1861年の実習生）－3,140人

2年目の教員見習生（1862年の実習生）－2,952人

1年目の教員見習生（1863年の実習生）－2,315人

これらの数字は、改正教育令下の2年間に、改正教育令以前の年である61年の実習生に比べて825人の減少、実に26%までに下がっていることを示している。

教員見習期間を終了した師範学校入学志願者の減少は特に男子において増大している。下記は1864年3月21日に下院に回答された、各々1862年、1863年、1864年1月のその師範学校入学者人数である。

1862年1月		1863年1月		1864年1月	
男	女	男	女	男	女
821	770	913	842	594	694

1863年と64年を比較すると、実に男319人と女148人、各々35%と17と2分の1%の割合で減少している。

今年（1864）度の最終的な回答数はまだ公表されていないが、国民協会の月刊紙によると、14の師範学校（現在廃校となっているHighburyを含む）における男子の教員志望の卒業生は1862年に495人であった、しかし1865年には321人となり、174人の減少、率にして35%余りとなった。女子のそれは12校で、1862年に862人であったが、65年には620人となり、242人・28%の減少となっている。³⁾

ウェスレー派においても、小論で明らかにしたように、ウエストミンスター師範学校在

学生（教員見習期間を終了したかどうかは明らかではないが）における女子の割合は61年度より増え、65年度には男子の入学者が最も少なくなつて、しかも入学生だけではなく、在籍者全体としても男女の比率が逆転している。66年には、女子の志願者割合がますます高くなり、男子の教員見習生が志願することは大変困難な状況になつた。⁴⁾

Alderson視学官報告書によれば、都市部の大規模な学校において、従来の教員見習生の指導の下での助教生クラスが復活しているという。

判断基準を確実なものにするための取決め（試験）に合格し、有資格教師になることが要請されることによって、教育職員（the school-staff）の減少という困難な状況が増加しているということは深刻な問題である。許される状況にあるところでは、従来の教員見習生の指導の下での助教生によるクラスが再開されている。上位10か12人の少年が交替で授業の手助けをし、わずかなチップ程度のお金をもらうのである。この制度の唯一の欠点はその不確かさにある。つまり、助教生は有用になるので、退学に陥りやすくなるのである。⁵⁾

また、Alderson視学官は、都市部の学校には教員見習生が必要以上に多数いるが、多くの農村部の小規模校では教員見習生を雇えないので、教員1人ではその混成の学級（男女と幼児が入り混じるクラス）に対し満足な教育を与えることは不可能になってしまったという。

助教生によるクラスは都市部の学校には可能であるが、田舎の小規模校では助教制は成立しない。このような学校の教師（経営者）は資産を使い果たしているし、平均出席児童数90人未満の学校では、法規により教員見習生補助金を要求できない。そこで、私の視察区の農村地域では教員見習生の雇用がすでに維持できない状況にあり、契約期限が切れた場合新たな契約は不可能な状況にある。ウェスレー派ではTebworth, Laceby, Brant Broughtonの各校、国民協会の所属ではWoodhurst, Willington, Colnesの各校がそれに相当し、教員見習生の雇用を見合わせ、もしくは少なくすることによって教育効果を損なってきた。

これら田舎の学校区視察によれば、各校平均、有資格教員と教員見習生各1名によって運営されている。そのほとんどは例外なく混成の学級（mixed schools）である。学校運営の如何は、教員の努力を支援する有能な補助組織によって決まるところが大きい。教員が1人で男女と幼児が入り混じっているクラスを満足に教えることは不可能である。しかし教員見習生が1人でもいれば、その危機的な状況を少しは和らげることができる。実際のところ、農村部の多くの混成クラスがある学校が、教員と教員見習生各1名で効果的に運営されているのである。農村部の学校における教育力の後退の主な部分はこのような見解なしには解釈できない。都市部の学校では、教員見習生が必要以上に多数いる学校をしばしば見かけるが、農村部ではそのようなことは決してない。都市部における学校は、全体的にみてこれ以上教員見習生が減少するようなことはないが、私の見るところ、農村部の小規模校は廃校に追い込まれる公算大で

ある。⁶⁾

「平均出席児童数90人未満の学校」が教員見習生補助金を要求できなくなった理由は、46年の覚書においては生徒25人につき教員見習生1人とされていたのに対し、改正教育令では、教員見習生は最初の生徒50人以降40人につき1人とされたことによる。これは、この条件を満たしていなかった場合に補助金が減額されるという最低基準の規定であったが、それがそのまま最高基準となることは十分予想できた。Key-Shuttleworth, Jは、改正教育令のもとでは、たった一人の有資格教師が最初の89人の生徒を教えることになることと批判していた。

Lowe, Rは46年体制を「基本的に人々を師範学校へと導く体制である」と指摘していたのであるが、この教員養成を含む教師に関する分野はKey-Shuttleworthの保護主義政策の中心であった。この分野への補助金支出は、教育予算の大部分を占めていた。それにもかかわらず、国家は、主に英国教会によって供給されていたこれら師範学校の学校管理者による教師の選択や雇用には何ら権限を持たず、教員見習生の人数に関しても1859年まではまったく制限できていなかったのである。⁷⁾

(2) アシスタント教員の増加

教育内容の質を重視するウェスレー派教育委員会にとって、教員見習生の減少は大変重要な課題であった。1867年のウェスレー派教育委員会の報告書においても、1人のアシスタント教員が、2人の教員見習生の雇用に替えられることと関連して、見習生の志願者が急減している状況が具体的に記されている。

子どもたちはキリスト教精神で教育されなければならない。しかもこのような教育により一般的な教育を強化することができる。知性は強力な動機により迅速に獲得され、進歩がより平等に現実のものになろう。自然の力が真実と調和して付与され、知性的、行動的で信心深い市民として育つのである。

そのような完全な教育が求められたとしても、教育を担う優れた人材が確保されない限りそれを手にいれることはできない。多くの学校が有能な人材の不足のために衰弱してきている。以前は政府の援助がそれを強化していたが、教育改革がそれを弱体化させた。教員見習生の不足に対する不満の訴えがいたるところで起こっている。この教育制度は教員見習生なしでは立ち行かないので、教員見習生が確保されるか、もしくはこの仕組みを停止するかのどちらかしか方法がないのではなかろうか。

そこで、臨時の代行が求められ、改正教育令の第90条において認められた、2人の教員見習生の代わりに、アシスタント1人（元教員見習生）をおくことができると定められたことにしばしばたどり着く。したがって、この代行者に対する求人が多くなって急に不足しつつある。1人のアシスタントが、2人の教員見習生の雇用を締め出している。アシスタントが増加すればするほど、供給されていた教員見習生がますます減少することになる。このような状況が年々繰り返されることにより、見習期間を

修了する教員見習生は、痛ましくも将来ほとんどいなくなり、それに替わってアシスタントの資格を得るということになってしまうのではなかろうか。同時に忘れてはならないことは、この状況が続くならば、師範学校に対してより深刻な問題を実際に投げかけるといことである。このようにアシスタントを用いる制度は、3人の学生、すなわち2人の教員見習生とその替わりのアシスタント自身の可能性をだいなしにしてしまうであろう。⁸⁾

新たなアシスタント制が学校の教育内容のみならず、教員見習生とアシスタント教員をスポイルすることが強調されている。改正教育令では、教員見習生とアシスタント教員に対する補助金支給の減額、したがって最低基準が第2章第52条において次のように規定された。

補助金は以下の場合に減額される。

- a 全額の10分の1以上半分以下まで減額。視学官報告書において、教師による授業や規律上の失敗が明らかにされた場合など。
- b 平均出席生徒数最初の50人以降、第81～89条を満足する教員見習生が生徒40人につき1人、または、67条、第91～93条を満足する有資格かアシスタントの教員が生徒80人につき1人ついていない場合、10ポンドまでの減額。教員見習生の試験成績によってこれらの条項に従えない場合は、減額は10ポンドから5ポンドに引き下げられる。ただし、これは同一の見習生に対して一度限り、同一学校においては、単年度限りとする。
- c 以下の金額を上回る場合。1 授業料と寄付金の総額、または、2 平均出席生徒数1人当たり15シリング。

したがって、このb項に示された、生徒80人を受けもつことができるアシスタント教員、もしくは第4級教員が経営上重用されたのであった。これは労働者間の競争原理に基づいて起こった問題であった。学校管理者は経営上、アシスタント教員を雇用したほうが財政的に有利になる。

もう一つの問題がその親たちにあることを、1867年度のウェスレー派教育委員会報告書は指摘する。

親は、その子が教員となるために師範学校に在籍することを意図するか、もしくは少なくともそれによって見習生期間中により上級の教育を受けられるというような有利なことが望めない限り、教員見習生になることを要望しはしない。特に前者とは反対に、教員となるために師範学校に在籍する期間を必要としない場合には、子どもが入学試験(クリスマス試験)に不合格になってもそれほどの苦痛はない。また、後者と逆である場合には、師範学校に入学したとしても、そこでの学業にそれほどの価値はないのではないかとの疑念が容易にもたらされよう。教員見習生に対する教育に十分な配慮が行き届かなくなってしまう。このような師範学校に対する無視や軽薄な考えは、彼ら教員見習生自身とその両親に対して痛ましいだけでなく、彼らが学校で受けもつ教育活動に対しても致命的な作用を及ぼす。彼らが教えられた以上に優れた教育を行うことは不可能だからである。⁹⁾

従来ならば教員見習生期間を修了して師範学校に入学させたであろう親たちにとって、見習生期間と師範学校での教育に対する期待感が希薄になり軽視されるようになった背景には、前述したように、改正教育令によって最低級の第4級が新設されたことも影響していると考えられる。

改正教育令は、教員について次のように規定している。

教師は、a 有資格教師、b 教員見習生、c アシスタント教員の階層に分けられ（第2章第64条）、資格を取得するためには、教師は試験を受け、実習を受けなければならない。

教師の資格は4等級に分けられ、最低級の第4級は、さらに上と下に分けられる。第3級以上の資格は発行されない。（第2章第73、77、78、130、131条）。

教師は国庫補助金の分配方法の手段として資格試験を受ける。この試験は専門的ディプロマを取得したものだけに限らない。試験は視学官の監督の下で、いくつかの師範学校において、毎年12月に行われる。教師の試験における相対評価は、彼らの資格に記録されるが、資格それ自体には影響を及ぼさない。（第2章67・68・69・119・128条）

受験資格を与えられる教師は、以下の条件のうち1つを満足しなければならない。（第2章第72条）

- a 視察を受けている師範学校に1年以上在籍していた。または、
- b 22才以上か、または、
 - 1 教員見習生期間を優秀な成績で終了した者、または、
 - 2 現在勤めている学校で、1年の期間において、2度以上、優秀であると視学官によって報告された者。

資格取得候補者は、試験に合格するほかに、教員として勤務している学校において、1年の期間において2度、優秀であると視学官によって報告されなければならない。（第2章第73条）

報告書で優秀であると認められたならば、第4級の資格が与えられ、これは5年間有効である。その後この資格は、その間の報告書にしたがって再検討される。そのようにして、第1級に到達するまで5年毎に改正される。（第2章第76条）

これらの条項により、4等級資格教師が増加した。¹⁰⁾つまり、第72条b項によって、5年間の教員見習生期間を修了せず、師範学校にも行かずには有資格教師になれることになったのである。

改正教育令後の教員見習生数の推移は、下表のように、1864年に急減し、その後減少し続けて67年に増加に転じた。しかし、教員見習生の雇用はその時点の経済状況によって左右されるので、必ずしもこの統計からだけでは、改正教育令の影響によって教員見習生の人数が減少したとはいえない。ただし、この間の平均出席生徒数と視察学校数が増加したことを考慮すれば、相対的に教員見習生の割合が減少したといえよう。¹¹⁾

教員見習生の人数の推移（1863-1867年）

年	1863	1864	1865	1866	1867
人数	13,849	11,712	11,383	10,955	11,519

Key-Shuttlewortが1861年に予言したことは的中した。Arnold, Mによって「英国初等教育の活力源」と讃えられた教員見習生は急激に減少し、61年に13,969人であったのが66年には8,937人になった。その数だけでなく、その質も視学官たちを嘆かせるほど低下した。その多くが勤務に熱意もなく年次試験の成績も悪く、見習期間を終えると他の職業に転じたり、無資格のまま辺地の学校に勤めたりした。そのため、師範学校は65年と66年に入学基準を引き下げたが、それでも定員を満たすことができない状態になった。なかには、ChichesterやHighburyのように閉鎖せざるをえない学校もあった。有資格教師は新規の4級免許状の取得者も含めて着実に増加し、教員見習生が激減したため、66年の教員総数14,612人は60年の13,237人よりいくらか多くなかった。必然的に学級規模は拡大し、教師の負担は過重になった。¹²⁾

先に、親は「見習生期間中により上級の教育を受けられるというような有利なことが望めない限り、教員見習生になることを要望しはしない。」「逆である場合には、師範学校に入学したとしても、そこでの学業にそれほどの価値はないのではないかとの疑念が容易にもたらされよう」と、同派教育委員会報告書が指摘したと述べた。このような学校環境の変化の中で、拡大した学級規模に対する教師の過重な負担に加え、教員見習生教育に対する教員への特別俸が廃止されたことは問題であった。この特別俸の廃止が、見習生に対する教育の有効性がなくなった一つの原因であると、1867年度Bowstead視学官の報告書は指摘している。

教員見習生を志望する少年、また彼らが教員見習生になるのを許す親を多くの地域で見出せなくなっている。教育動向の将来に対して高まっている不信がこのことに関連し、また、教員見習生に対する教育がかつてのように有効になされていないことに起因している。教員の報酬はほとんどすべて学校の仕事の対価となり、教員見習生の教育に対する特別俸は廃止されてしまった。教員見習生が教員になっても、指導教員が得るものはなく、また不合格になっても失うものはなくなった。もしその教員が良心的ならば、義務感からその責任を果たすが、もしそうでなければその結果に容易に無頓着になってしまうであろう。¹³⁾

教員に対して見習生教育の特別俸がなくなったことで、見習生教育に対する責任は良心的な教員の義務感にのみ負うようになってしまったという。教員見習生数の減少に関連して、このような学校教育の質の低下が一般的にあったのであるから、ウェスレー派諸学校においてもその影響を少なからず受け、質の低下を免れることは困難であったであろう。この点については今後さらに考察を進めたい。

以上のことから、多数の生徒を受けもつことになったアシスタント教員と第4級の有資格教師の新設や、教員見習生と師範学校に対する親と教師の期待・教育意欲の減退など、改正教育令の影響から生じた様々な要因により教員見習生の人数が減少したことは明らかであると考えられる。

[註]

- 1) *The 24 Annual Report of the Wesleyan Committee of Education. 1863*, London, 1864, p. 13.
- 2) *The 25 Annual Report of the Wesleyan Committee of Education. 1864*, London, 1865, p. 13.
- 3) *Ibid.*, pp. 19-20.
- 4) 青木秀雄「19世紀中葉の英国におけるウェスレー派メソヂイズムの教育政策と民衆学校教育について(4) -改正教育令との関連(4) 改正教育令発行後のウエストミンスター師範学校の対応」明星大学教育学研究紀要 第17号, pp. 14-5.
- 5) *The 25 Annual Report of the Wesleyan Committee of Education. 1864*, op.cit., pp. 34.
- 6) *Ibid.*, pp. 34-5.
- 7) 太田直子『イギリス教育行政制度成立史－パートナーシップの原理の誕生』東京大学出版会, 1992, P. 61.
- 8) *The 28 Annual Report of the Wesleyan Committee of Education. 1867*, London, 1868, p. 20.
- 9) *Ibid.*, p. 21.
- 10) 太田直子, 前掲書, P. 68.
- 11) 同前書, P. 69.
- 12) マシュー・アーノルド (小林虎五郎訳)『再改訂法典－出来高払い制批判』東洋館出版社, 2000年, p. 144-5.
- 13) *The 28 Annual Report of the Wesleyan Committee of Education. 1867*, op.cit., p. 22.